

小樽市版

# 空き家ガイドブック

空き家の発生予防から管理、利活用、解体まで



「小樽市公式LINE案内人レッタくん」

勉強熱心なレッタくんと一緒に  
空き家について学んでみよう。

# はじめに・・・

近年、全国的に空き家<sup>\*</sup>が増加しており、その中でも管理の行き届かない空き家  
が大きな社会問題となっております。しかし、あなたはどこかで自分には関係ない  
と考えていませんか？

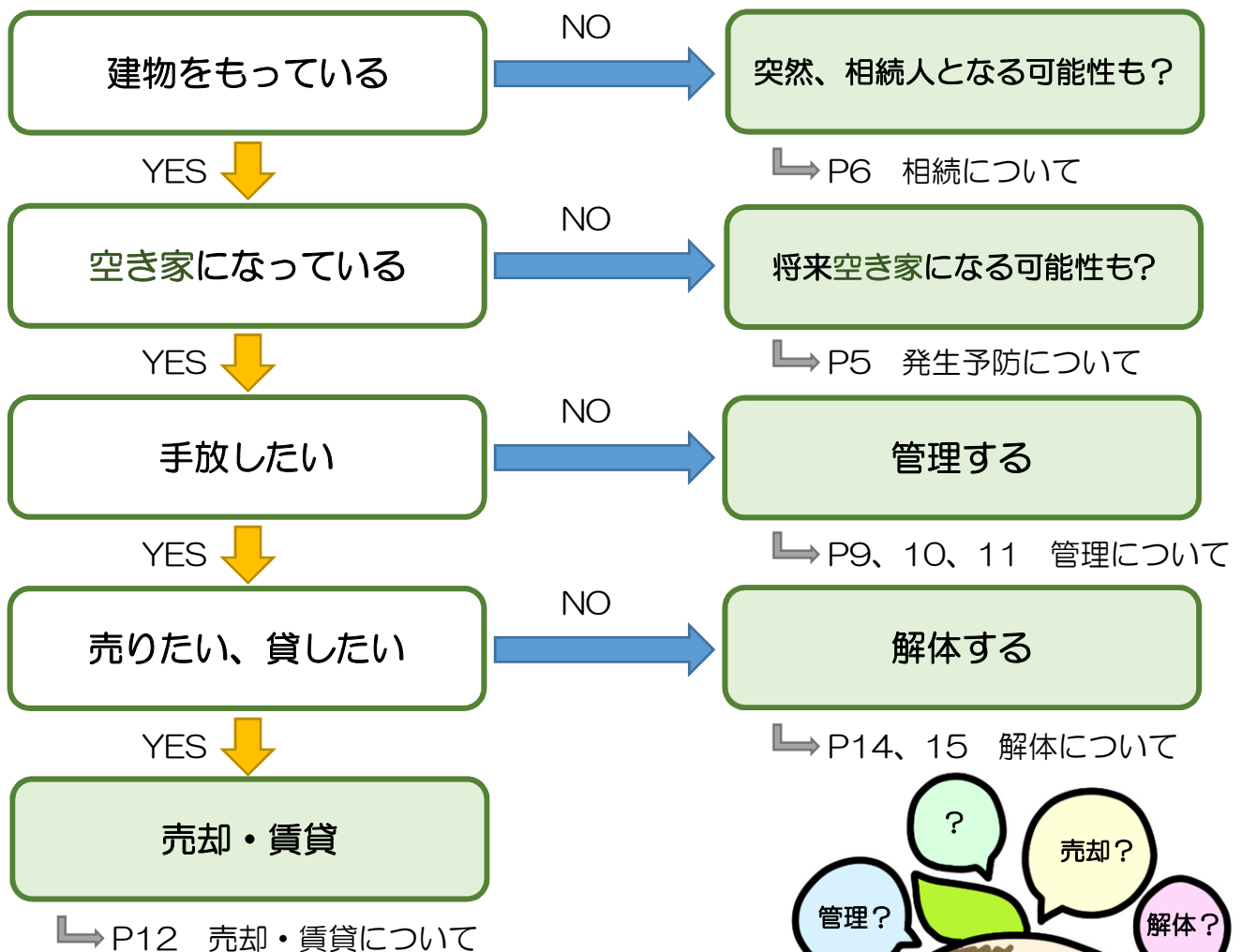
それは大きな誤解です。現在、空き家を所有していなくても、将来あなたも空き  
家所有者（管理者）になる可能性があるのです。

このガイドブックは、現在空き家をお持ちの方はもちろん、将来空き家を所有す  
るかもしれない方に、空き家を持ち続けること、手放すこと、相続することなどが  
どういう意味を持つのかを考えていただき、今後の判断の一助となるよう各種情報  
をまとめたものです。ぜひ、ご一読いただき、それぞれの空き家問題について解決  
策をご検討ください。

<sup>\*</sup>空き家とは、空家特措法第2条第1項に規定されており、概ね1年以上住んでいない、又は使用されていない  
建物をいいます。

## ○住まいの終活を考えてみよう

START



# もくじ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・P1

空き家について・・・・・・・・P3、4

発生予防について・・・・・・・・P5

相続について・・・・・・・・P6

登記について・・・・・・・・P7、8

管理について・・・・・・・・P9、10、11

売却・賃貸について・・・・・・・・P12

流通・利活用について・・・・・・・・P13

解体について・・・・・・・・P14、15

家財等の整理・処分について・・・・・・・・P16

空き家の税について・・・・・・・・P17

空き家に関する相談窓口一覧・・・・・・・・P18

